

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年10月8日(2009.10.8)

【公開番号】特開2007-61613(P2007-61613A)

【公開日】平成19年3月15日(2007.3.15)

【年通号数】公開・登録公報2007-010

【出願番号】特願2006-229634(P2006-229634)

【国際特許分類】

A 6 3 C 9/04 (2006.01)

A 6 3 C 5/00 (2006.01)

A 4 3 B 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 C 9/04

A 6 3 C 5/00 C

A 4 3 B 5/04 K

【手続補正書】

【提出日】平成21年8月21日(2009.8.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1のストラップピースと、

第1のストラップピースに結合されるロック要素と、

複数の位置のうち1つにおいてロック要素に係合する係合ストラップピースを含むストラップを含み、さらに、

係合ストラップピースと相対してロック要素を引張り、ストラップを締めて、乗り手をビンディングに固定するよう構築され、配列される締付要素を含む、装置。

【請求項2】

第1のストラップピースと、

第1のストラップピースに結合されたロック要素と、

複数の位置のうち1つにおいてロック要素に係合する係合ストラップピースを含むストラップを含み、さらに、

ストラップに結合され、かつストラップを締めて、乗り手をビンディングに固定するよう構築され、配列される締付要素を含み、締付要素は専らストラップ上またはその中のみ配置される、装置。

【請求項3】

締付要素はロック要素に取り付けられる、請求項1および2のいずれかに記載の装置。

【請求項4】

ロック要素は、爪と鋸歯状ストラップを含む係合ストラップピースを含む、請求項1から3のいずれかに記載の装置。

【請求項5】

爪は、鋸歯状ストラップの鋸歯から爪を解除するための解除ハンドルを有するレバーに取り付けられる、請求項4に記載の装置。

【請求項6】

締付要素は専らストラップ上またはその中のみ配置される、請求項1および3から5

のいずれかに記載の装置。

【請求項 7】

ユーザが締付要素を解除するときに締付要素の少なくとも一部を集めるよう適合された格納装置をさらに含む、請求項 1 から 6 のいずれかに記載の装置。

【請求項 8】

係合ストラップピースはチャンネルを伴って形成され、締付要素は格納装置内に配置され、締付要素が格納される場合はチャンネル内に配置される、請求項 7 に記載の装置。

【請求項 9】

格納装置は自動巻きスプールを含む、請求項 7 および 8 のいずれかに記載の装置。

【請求項 10】

格納装置は、締付要素に張力をかけるために引張り要素として用いるよう適合される、請求項 7 から 9 のいずれかに記載の装置。

【請求項 11】

格納装置は締付要素の第 1 の端部に取り付けられる、請求項 7 から 10 のいずれかに記載の装置。

【請求項 12】

締付要素は、締付要素が引張られてブーツのまわりにストラップを締める際にメカニカルアドバンテージを与えるよう構成される経路を通り、締付要素に与えられる作用力は、作用力より大きい合力をストラップ上に生じる結果となる、請求項 1 から 11 のいずれかに記載の装置。

【請求項 13】

ビンディングとの組み合わせにおいて、ビンディングはベースプレートを含み、締付要素はベースプレートに配置されるガイド要素によって少なくとも部分的に規定される経路を通る、請求項 1 から 12 のいずれかに記載の装置。

【請求項 14】

締付要素の第 2 の端部は第 1 のストラップピースに取り付けられ、第 1 のストラップピースはロック要素に取り付けられる、請求項 1 から 13 のいずれかに記載の装置。

【請求項 15】

締付要素の第 2 の端部は、第 1 のストラップピースに取り付けられる取付要素に取り付けられる、請求項 1 から 14 のいずれかに記載の装置。

【請求項 16】

取付要素はロック要素の部分を形成する、請求項 1 から 15 のいずれかに記載の装置。

【請求項 17】

取付要素は少なくとも 1 つのキャプスタンを含む、請求項 1 から 16 のいずれかに記載の装置。

【請求項 18】

取付要素は少なくとも 1 つのプーリを含む、請求項 1 から 17 のいずれかに記載の装置。

【請求項 19】

第 1 のストラップピースおよび係合ストラップピースはストラップのいかなる張力も保持するよう構築され、配列されて、それにより、ストラップが締められて乗り手をビンディングに固定した後、締付要素の張力の解除を可能にする、請求項 1 から 18 のいずれかに記載の装置。

【請求項 20】

ベースプレートおよびベースプレートに取り付けられるハイバックを含むスノーボードビンディングをさらに含む、

ストラップはスノーボードビンディングストラップを含み、

締付要素はハイバックに動作可能に結合されることなく、ビンディングストラップおよびベースに動作可能に結合される、請求項 1 から 19 のいずれかに記載の装置。

【請求項 21】

スノーボードブーツとの組み合わせにおける、請求項 1 から 20 のいずれかに記載の装

置。

【請求項 2 2】

スノーボードビンディングとの組み合わせにおける、請求項 1 から 1 9 および 2 1 のいずれかに記載の装置。